

野田市選挙管理委員会告示第9号

野田市の区域において野田市長選挙が行われることとなったため、令和6年5月4日から令和6年6月23日までの間、その区域においては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）及びこれらの法律に基づく政令並びに野田市住民投票条例（平成23年野田市条例第18号）の規定による全ての直接請求又は解職のための署名を求めることができない。

令和6年5月2日

野田市選挙管理委員会
委員長 金子 憲 一